

第 23 期 第 8 回

定例農業委員会総会

議 事 録

平成 3 0 年 2 月 2 7 日

伊予市農業委員会

第 23 期

第 8 回定例農業委員会総会議事録

平成 30 年 2 月 27 日（火）午後 1 時 30 分から、伊予市役所において第 8 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者	農業委員	19 名
	事務局	次長
		係長
		係長

欠席者	農業委員	名
-----	------	---

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

- | | | |
|--------------|------------------------------|-----|
| 第 2 議案第 18 号 | 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について | 2 件 |
| 議案第 19 号 | 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について | 1 件 |
| 議案第 20 号 | 伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について | 1 件 |
| 議案第 21 号 | 平成 29 年度農用地利用集積計画(第 4 号)について | 1 件 |
| 議案第 22 号 | 農用地利用配分計画(案)について | 1 件 |
| 第 3 報告第 18 号 | 農地法第 4 条の規定に基づく届出について | 2 件 |
| 報告第 19 号 | 農地法 18 条の規定に基づく解約通知について | 4 件 |

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より平成29年度第8回2月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

＜一同、礼＞

御着席下さい。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

議席番号17番 ○○ ○○ 委員、19番 ○○ ○○ 委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第18号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第18号農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

番号1について事務局説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人	松山市	○○	○○
譲受人	松山市	○○	○○
申請地	宮下 畑	外1筆	
譲受人の耕作面積	○○	m ²	
申請理由	(譲渡人) 労力不足により農地の管理が難しいため、 叔父へ贈与する。 (譲受人) 譲渡人からの要望により農地を譲り受け 経営規模の拡大を図る。		
権利の種類等	贈与による所有権移転		

譲受人の作付作物 米、果樹（申請地では、柑橘を栽培予定。）

主な農機具の保有状況 田植機、農作業用自動車等

労働力 常時1人

周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号に農地の権利移動の制限に関する事項

第1号 効率的に営農すると認められない場合

第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合

第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合

第4号 農作業に常時従事すると認められない場合

第5号 耕作面積が取得面積を含めて50アールに満たない場合

第6号 また貸しするおそれがある場合

第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

今事務局から説明があったとおりでございます。現地は宮下の方が住宅地のところでございまして、放任されると困ることになります。八倉の山のあたりの道路の側であり、狭いところですよ。八倉の委員さんからも確認しても問題ないということです。私も現場を確認しましたが問題ないです。よろしくお願いします。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

（承認）

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

2番

譲渡人	大平	〇〇	〇〇	持分 3 分の 1
	大平	〇〇	〇〇	持分 3 分の 1
譲受人	大平	〇〇	〇〇	
申請地	大平	田	外 2 筆	
譲受人の耕作面積	〇〇	m ²		
申請理由	(譲渡人) 遺贈により農地を取得したが労力不足により農地の管理が厳しいため共有持分を贈与する。			
	(譲受人) 贈与により経営規模の拡大を図る。			
権利の種類等	贈与による所有権移転			
譲受人の作付作物	米、果樹・野菜（申請地では、野菜を栽培予定。）			
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、農作業用自動車等			
労働力	常時 1 人			
周辺農業経営への影響	特に支障なし			
なお、農地法第 3 条第 2 項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。				

議長

番号 2 につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

譲渡人と譲受人は兄妹であり相続により共同でもっていましたが、相続するときにも〇〇さんに贈与するという話が当初からあった。現状としましても〇〇さんが耕作している状態で名義を一つにして当初の予定通りとすることです。ご審議をお願いします。

議長

番号 2 つきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号 2 つきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号 2 につきまして原案のとおり承認いたします。

番号 2 につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、2 ページをお開きください。

■議案第 19 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第 19 号「農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回 1 件の申請がありました。

1 番

申請人	中山町出渕	〇〇	〇〇
土地所有者	中山町出渕	〇〇	〇〇
申請地	中山町中山	田	外 2 筆
転用目的	植林		

平成 29 年 10 月総会において〇〇と〇〇の 2 筆の農振除外において承認された案件になります。今回除外の目処がたちましたので、白地農地 1 筆を追加しての 4 条申請になります。

申請人は、会社員をしていましたので、申出地を父親にまかせておりましたが、父親も高齢になり耕作が難しくなったことと、関係法規に対する認識不足のため平成 10 年に植林したということです。森林組合の間伐事業の利用に際し、関係法令に違反していることを認識し、周辺の山林と一体化しているため農地としての復旧は難しく今回の申請に至ったものであります。

申請地は、〇〇集落に接する〇〇川付近に位置しており、10ha 未満の生産性の低い農地であり第 2 種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。

議長

議案第 19 号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

今回の申請地は事務局の説明のとおりです。〇〇さんに聞いたのですが平成 10 年に〇〇さんのお父さんが植林をしており、申請地の周辺も〇〇さんの山林ということで周辺にも問題はないということで、よろしくお願いします。

議長

議案第 19 号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第 19 号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案第 19 号につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、3 ページをお開きください。

■議案第 20 号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外申請があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

事務局説明をお願いします。

事務局

今回 1 件の申請がありました。

1 番

申出人	中山町中山	〇〇	〇〇
土地所有者	中山町中山	〇〇	〇〇
申出地	中山町中山	畑	外 1 筆
転用目的	植林		

申出地は前所有者である申出人の父が果樹園として耕作していましたが、高齢になり耕作が難しくなったため、平成 20 年に植林をしました。すでに植林がされた農地を申出人が平成 25 年に相続しましたが、現在は、周囲の山林と一体化した状態で農地としての復旧は難しく、今後申出人が農地として管理していくことは困難であり、その是正手続きとして転用を行うため農振除外の申請に至ったものであります。

申出地は、中山町の〇〇集落から北側にある農用地周辺部に位置し、急傾斜面の 10 ha 未満の農地の広がりがない第 2 種農地と判断されます。

農振計画の変更に係る農振法第 13 条第 2 項の規定に基づく各要件について、

第 1 号要件 代替地が無い。

第 2 号要件 周辺農地への影響が無い。

第 3 号要件 担い手への影響も無い。

第4号要件 付帯施設への影響も無い。

第5号要件 土地基盤整備事業の実施も無い。

以上、関係法の規定に基づく要件にもかなっているものと認められるため、当該計画変更は問題ないと考えられます。

議長

議案第20号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

今回の申請地も先ほどの事務局から説明あったとおりで問題ないです。〇〇さんから伺いましたが周囲も山林に囲まれた状態で急傾斜地になっていました。農作業もなかなか大変ということで山林として管理していきたいということです。周辺も山林化しているということで周囲に影響を及ぼすことはありませんので、ご審議をお願いします。

議長

議案第20号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第20号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案第20号につきまして原案のとおり承認いたします。

委員

自分の勉強のためにお聞きしたいです。農振除外ということで結果はこういうことですが、植林から農振除外の手続きの順番を教えてください。

事務局

事務局より農振除外及び転用手続きの順序について説明有り。

委員

自然に雑林になった場合はどうなりますか

事務局

計画的植林であれば場合によっては追認の可能性はありますが、荒れている場合は直していただいての手続きになります。

委員

合併前に一度農振計画の見直しは10年ごとにやるということだったがそれ1回しかやっていない。それについて覚えはないですか。

事務局

農業関係法令、農地法、農振法、皆様に影響があるのが農振法、青地白地のことが一番身近な関係法令であると思います。農振計画としては、国としては概ね10年1回見直しをなささいということになっていますけど、合併後は平成23年に旧伊予市、中山町、双海町をあわせて新しい農業振興計画を策定しています。それから10年は経過していません。合併後の農振計画を一定の基準で整えたものが、新伊予市としての整備計画としてできていると認識しております。

委員

夏にした利用状況調査はどのように活かされていますか。

議長

調査後、遊休農地になっている場合は、事務局から意向調査を行っています。

委員

了解いたしました。

それでは続きまして、4ページをお開きください。

■議案第21号 平成29年度農用地利用集積計画(第1号)について

■議案第22号 農用地利用分計画(案)について

議長

議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊予市農用地利用集積計画について」、次のとおり農業委員会の決定を求める。

つづきまして議案第22号「農地中間管理事業実施要領第8条の規定に基づき、農用地利用配分計画(案)について」、次のとおり農業委員会の意見を求める。

この議案は関連がございますので続けて事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回 1 件の申請がありました。

議案第 2 1 号

利用権の設定を受ける者（借手）	松山市	〇〇	〇〇
利用権を設定する者（貸手）	稲荷	〇〇	〇〇
利用権を設定する農地	稲荷	田	外 2 筆
設定する利用権 契約期間	10 年		
賃借料	〇〇円（全体）		
作物	米		
権利の種類	新規	賃貸借権設定	

議案第 2 2 号

利用権の設定を受ける者（借手）	稲荷	〇〇	〇〇
利用権を設定する者（貸手）	松山市	〇〇	〇〇
利用権を設定する農地	稲荷	田	外 1 筆
設定する利用権 契約期間	9 年 10 ヶ月		
賃借料	〇〇円（全体）		
作物	米		
権利の種類	新規	賃貸借権設定	

議長

議案第 2 1 号、議案第 2 2 号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

貸し手の〇〇さんは高齢で、去年の暮れに足の手術をしたそうで杖をついて歩く状態になり耕作ができないとのことで、地元の〇〇さんに家も近いし〇〇で貸すことになりました。ご審議お願いします。

議長

議案第 2 1 号、議案第 2 2 号ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第 2 1 号、議案第 2 2 号につきましてご承認いただけますでしょうか。

（承認）

議長

議案第 2 1 号、議案第 2 2 号承認いたします。

続きまして、6 ページを開いてください。

■報告第 1 8 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく届出について

議長

報告第 1 8 号「農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

番号 1 について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

1 番

申請人	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
土地所有者	伊予郡松前町	〇〇	〇〇
届出地	下吾川	畑	外 1 筆
転用目的	賃貸共同住宅		

議長

報告第 1 8 号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

報告事項ですので、続きまして 7 ページをお開きください。

■報告第 1 9 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第 1 9 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回 6 件の届出がありました。

1 番

貸出人	中山町出渕	〇〇	〇〇
借受人	上吾川	〇〇	〇〇

届出地	上吾川	田
解約事由	双方合意	
権利の種類等	基盤法 賃貸借権設定	

2番

貸出人	中山町出渚	〇〇	〇〇
借受人	松山市	〇〇	〇〇
届出地	中山町出渚	畑 外7筆	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	農地法第3条 使用貸借権設定		

3番

貸出人	松山市	〇〇	〇〇
借受人	八倉	〇〇	〇〇
届出地	八倉	田	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法 使用貸借権設定		

4番

貸出人	下三谷	〇〇	〇〇
借受人	下三谷	〇〇	〇〇
届出地	下三谷	畑	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	農地法第3条 賃貸借権設定		

5番

貸出人	千葉県市川市	〇〇	〇〇
借受人	上野	〇〇	〇〇
届出地	上野	田	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法 使用貸借権設定		

6番

貸出人	大平	〇〇	〇〇
借受人	大平	〇〇	〇〇
届出地	大平	田	

解約事由	双方合意
権利の種類等	農地法第3条 賃貸借権設定

議長

報告第19号についてご意見、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

議長

続きましてその他事項に進みたいと思います。

■その他

■農業経営基盤強化促進事業の実施に係る利用権設定について

■賃借料情報について(平成29年分)について

事務局より説明あり。

議長

□ 次回の開催日程について

定例総会 平成30年3月30日(金)午後1時30分 伊予市農業振興センター
を開催予定としております。

以上で、第8回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、平成29年度第8回2月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後 2時 28分 閉会)